

議 答 申 個 第 6 2 号

令 和 4 年 8 月 1 7 日

生 駒 市 長 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する  
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

令和4年7月6日付け生行第65号で諮問のあった事項について、当審議会の意見は、  
別紙のとおりです。

答 申

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>審議案件</p>       | <p>ふるさと生駒応援寄附に係る寄附者情報等の管理業務及びワンストップ特例申請制度に係る個人番号（マイナンバー）管理業務について、実施機関の個人情報処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて</p>   |
| <p>審議会の意見</p>     | <p>実施機関から諮問のあった電子計算機の結合については、適当なものとするが、次のことに配慮されたい。</p> <p>ふるさと納税管理システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい等がないよう、常に最新のセキュリティ対策を講じられるかを考慮すること。個人情報の管理については厳重に行うこと。また、再委託を事前承諾する際は、慎重に審査を行うこと。</p> <p>マイナンバー管理システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい等がないよう、常に最新のセキュリティ対策を講じられるかを考慮し、慎重かつ厳格に審査を行うこと。また、マイナンバーは特に厳正な取扱いが求められる点を踏まえ、原則として再委託は認めないこと。</p> |
| <p>審議内容</p>       | <p>システム選定前の諮問案件であり、本件結合に係るセキュリティの詳細な内容については不明であるため、業者選定の際の仕様書や想定しているデータセンターのセキュリティ対策等を基に審議を行った。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティ内容（通信経路上の暗号化やデータセンターの安全性、アクセス管理等の対策）並びに結合することによる寄附者の利便性の向上等を慎重に審議した結果、本件結合は公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、適当なものとする、上記のとおり意見をとりまとめた。</p>  |
| <p>審議日</p>        | <p>令和4年7月14日</p>   |
| <p>取り扱う個人情報項目</p> | <p>（寄附者情報等の管理業務）氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、E-mailアドレス、寄附額、寄附金の用途</p> <p>（特例申請制度に係る個人番号管理業務）氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、E-mailアドレス、寄附額、個人番号</p>  |
| <p>結合先</p>        | <p>ふるさと生駒応援寄附に係る寄附者情報等の管理業務システムの受託者が管理するデータセンター</p> <p>特例申請制度に係る個人番号管理業務システムの受託者が管理するデータセンター</p>   |
| <p>所管課</p>        | <p>総務部 行政経営課</p>   |